

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立県民ホール条例（昭和49年神奈川県条例第1号）第5条の規定により、神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人神奈川芸術文化財団

横浜市中区山下町3番地の1

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

神奈川県告示第606号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第3号）第5条の規定により、神奈川県立神奈川近代文学館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人神奈川文学振興会

横浜市中区山手町110番地

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

神奈川県告示第607号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立音楽堂条例（平成7年神奈川県条例第3号）第5条の規定により、神奈川県立音楽堂の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人神奈川芸術文化財団

横浜市中区山下町3番地の1

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

神奈川県告示第608号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県ライトセンター条例（昭和49年神奈川県条例第2号）第5条の規定により、神奈川県ライトセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者福祉協会

座間市入谷東三丁目55番 1 号

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

神奈川県告示第609号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県立かながわ労働プラザ条例（平成 7 年神奈川県条例第 6 号）第 5 条の規定により、神奈川県立かながわ労働プラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人神奈川県労働福祉協会

横浜市中区寿町一丁目 4 番地

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

神奈川県告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、令和 6 年神奈川県告示第227号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設下水道事業横浜公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年 3 月23日から令和13年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市鶴見区市場下町、上末吉二丁目、上末吉四丁目、駒岡五丁目、下末吉二丁目、末広町、佃野町、鶴見中央二丁目、向井町、元宮二丁目及び矢向一丁目地内

同 神奈川区青木町、新浦島町、千若町、東神奈川二丁目及び星野町地内

同 西区北幸二丁目、楠町、桜木町、戸部本町及び西平沼町地内

同 中区本牧十二天及び山下町地内

同 南区山王町、花之木町、万世町、睦町及び吉野町地内

同 港南区下永谷四丁目地内

同 保土ヶ谷区岩間町及び天王町地内

同 旭区鶴ヶ峰本町一丁目地内

同 磯子区磯子一丁目、磯子二丁目、新磯子町、田中一丁目及び中原一丁目地内

同 金沢区海の公園、金沢町、幸浦一丁目、並木一丁目、六浦一丁目、六浦四丁目及び谷津町地内

同 港北区大倉山六丁目、大倉山七丁目、北新横浜一丁目、高田西一丁目、樽町三丁目、綱島東一丁

目、鳥山町、新羽町及び日吉六丁目地内

同 緑区十日市場町、長津田みなみ台二丁目、長津田みなみ台五丁目、西八朔町、東本郷町及び東本郷六丁目地内

同 青葉区市ケ尾町及びしらとり台地内

同 都筑区川向町、佐江戸町及び中川三丁目地内

同 戸塚区上矢部町、戸塚町、東俣野町及び俣野町地内

同 栄区笠間三丁目、小菅ケ谷一丁目、小菅ケ谷二丁目及び長沼町地内

同 瀬谷区相沢五丁目、下瀬谷三丁目及び中屋敷三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和7年11月14日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

一般国道

2 路線名

134号

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
三浦市初声町下宮田字神田2, 894番 4 地先から	旧	15.4メートルから	168メートル
同 字仲田527番 2 地先まで		39.7メートルまで	
同	新	17.4メートルから 46.5メートルまで	同

神奈川県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和7年11月14日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

横須賀三崎

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
三浦市初声町下宮田字神田2,894番4地先から 同 字仲田547番1まで	旧	15.4メートルから 44.9メートルまで	335メートル
三浦市初声町下宮田字神田2,894番4地先から 同 字仲田527番2地先まで		15.4メートルから 39.7メートルまで	168メートル
三浦市初声町下宮田字神田2,894番4地先から 同 字仲田544番1まで	新	17.4メートルから 93.2メートルまで	383メートル
三浦市初声町下宮田字神田2,894番4地先から 同 字仲田527番2地先まで		17.4メートルから 46.5メートルまで	168メートル

神奈川県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和7年11月14日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
油壺
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
三浦市三崎町小網代字鷺野1,306番2から 同 初声町下宮田字仲田548番3まで	旧	8.7メートルから 47.8メートルまで	2,578メートル
同		8.7メートルから 112.8メートルまで	同
三浦市三崎町小網代字鷺野1,306番2から 同 1,315番3まで	新	8.7メートルから 43.2メートルまで	142メートル

神奈川県告示第614号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
----------	------------

区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
戸部本町 1	横浜市西区戸部本町及び御所山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	戸部本町 1	横浜市西区戸部本町及び御所山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
戸塚町 2	横浜市戸塚区戸塚町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	戸塚町 2	横浜市戸塚区戸塚町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新石川 1 丁目 1	横浜市青葉区新石川一丁目、新石川二丁目及びあざみ野二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	新石川 1 丁目 1	横浜市青葉区新石川一丁目、新石川二丁目及びあざみ野二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第615号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
戸部本町 1	横浜市西区戸部本町及び御所山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	戸部本町 1	横浜市西区戸部本町及び御所山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
戸塚町 2	横浜市戸塚区戸塚町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	戸塚町 2	横浜市戸塚区戸塚町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新石川 1 丁目 1	横浜市青葉区新石川一丁目及びあざみ野二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	新石川 1 丁目 1	横浜市青葉区新石川一丁目及びあざみ野二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県立のふれあいの村条例（平成 2 年神奈川県条例第26号）第 5 条の規定により、神奈川県立足柄ふれあいの村の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年11月14日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社アグサ
南足柄市中沼305番地 1

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

神奈川県教育委員会告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県立のふれあいの村条例（平成 2 年神奈川県条例第26号）第 5 条の規定により、神奈川県立愛川ふれあいの村の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年11月14日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東急コミュニティー・国際自然大学校グループ
東京都世田谷区用賀四丁目10番 1 号

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

選挙管理委員会告示**神奈川県選挙管理委員会告示第72号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項の規定により指定した施設の所在地の変更があった。

令和 7 年11月14日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

名称	変更前	変更後	変更年月日
ひらつか悠生苑	平塚市徳延 4	平塚市徳延 3 -22の65	令和 7 年10月14日

神奈川県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項の規定による次の施設の指定を取り消した。

令和 7 年11月14日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

名称	所在地
特別養護老人ホーム柴胡苑	相模原市中央区田名6, 767

公 告

都市計画法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項

の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画地区計画鈴木町駅前南地区地区計画
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画防火地域及び準防火地域
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 11 月 14 日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市中央 4 - 1, 381 の 1
開発区域の面積	925. 21 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	綾瀬市早川 1, 827 横浜市神奈川区高島台 8 の 1 の 4 の 305
開発許可を受けた者の氏名	笠間 範子 笠間 裕樹
開発許可年月日及び許可番号	令和 7 年 9 月 5 日 神奈川県指令厚土東第 610047 号

2

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市河原口 1 - 455 の 1 ほか 1 筆
開発区域の面積	1, 415. 33 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	広島県広島市西区庚午北 1 - 17 の 23
開発許可を受けた者の氏名	株式会社マリモ 代表取締役 谷本 勝秀
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 6 年 5 月 13 日 神奈川県指令厚土東第 610016 号 (令和 7 年 9 月 5 日 神奈川県指令厚土東第 610048 号)

3

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市吉岡東 2 - 197 の 1 ほか 2 筆
開発区域の面積	1, 932. 31 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	綾瀬市吉岡東 2 - 5 の 4
開発許可を受けた者の氏名	株式会社海老名鋼材 代表取締役 横手 正人
開発許可年月日及び許可番号	令和 6 年 12 月 2 日 神奈川県指令厚土東第 610076 号

4

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字稲荷木 866 の 9 ほか 4 筆及び 866 の 12 ほか 1 筆の各一部
開発区域の面積	1, 235. 02 平方メートル

開発許可を受けた者の住所	愛甲郡愛川町中津336の1
開発許可を受けた者の氏名	熊坂 功
開発許可年月日及び許可番号	令和7年5月1日 神奈川県指令厚土第610001号

入 札 公 告

落札者等の公告

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

次のとおり落札者等について公告します。

令和7年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(1)都道府県備蓄用ラピアクタ点滴静注液バイアル150mg 63,670バイアル (2)神奈川県健康医療局総務室 横浜市中区日本大通1 (3)令和7年10月23日 (4)塩野義製薬株式会社 大阪府大阪市中央区道修町3-1の8 (5)140,115,679円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号